

飲食店営業者の皆さま

飲酒運転防止の努力義務に関する規定が 令和2年8月25日から施行されます。



令和2年6月19日に公布された「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例」のうち、飲食店営業者の責務に関する部分が、同年8月25日に施行されます（第18条第2項）。

駐車場を設置している飲食店営業者の方に課されていた次の努力義務が、8月25日からは全ての飲食店営業者の方の努力義務となります。

- ① 酒類の提供を求める来店者に車両利用の有無を確認してください。
- ② 来店者が車両利用であったときは、次の対応をお願いします。
 - ・ 来店者が一人のときは、帰宅方法（タクシー、代行等）を確認してください。
⇒ 確認できないときは酒類を提供しないでください。
 - ・ 来店者が複数人であったときは、帰宅時の運転者を確認してください。
⇒ 帰宅時の運転者には酒類を提供しないでください。
※ 確認できないときは全員に酒類を提供しないでください。
- ③ 退店時には、②で確認した帰宅方法が守られることを確認してください。
⇒ 運転代行を紹介するなど、飲酒運転防止の措置をお願いします。



これらの努力義務を果たさず、飲酒運転が発生した場合は
あなたのお店に福岡県公安委員会から通知が届きます。

皆さまのご協力が、誰かの命を救います。
飲酒運転をゼロにするため、力を貸してください。